平成２７年度第１３回庁議提案　審議・報告・その他
提　出　日：平成２７年１０月５日
担当部・課：産業部農林課〔内線３５５２〕

①　件　　名

石巻市新規就農者独立支援事業助成金交付制度の創設について

②　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
国では、平成２５年１２月に農業経営基盤強化促進法を改正し、認定新規就農者制度を創設した。認定された場合、就農直後の所得を確保する青年就農給付金（経営開始型）（年間最大１５０万円を５年間）の支給を受ける権利を得ることができるほか、農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金を無利子貸付できる青年等就農資金を利用することができる。
「農業者の高齢化と農家数の減少」が全国的に大きな問題となっており、認定農業者や認定新規就農者に対する独自の補助制度の確立が望まれている。

【目的】
農業の担い手を確保・育成するため、勤労意欲のある経営開始５年以内の認定農業者及び認定新規就農者に対する支援を行うことにより、本市農業の振興と、地域社会の発展に寄与する。

③　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】なし
【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】

施策体系　　　003 地域資源を活かして元気産業を創造するまち
　　　　　　　004 魅力的な農林業を確立する
　　　　　　　002 安定的な農業経営対策を推進する
計画事業体系　001 総合計画事業
　　　　　　　451 担い手育成総合支援事業

④　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成２７年３月１７日　地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）交付申請
平成２７年３月２３日　平成２６年度２月補正予算成立

⑤　主な内容

（交付対象者）
助成金の交付対象者は、認定農業者（経営開始後５年以内の者に限る。）及び認定新規就農者とする。ただし、市内の耕作農地で就農する者に限る。

（助成金の対象経費等）
助成金の内訳は、次のとおりとする。

対象経費	助成額
農地の取得又は賃借に要する経費	１０アール当たり５千円とする。 ただし、初年度１回限りとする。

農地の耕作に要する小型管理機等の導入に要する経費	導入に要する経費（購入のみ）の２分の１以内とし、２５万円を上限とする。 ただし、１台のみ１回限りとする。

※　認定農業者：５７６経営体　認定新規就農者：６経営体　（平成２７年９月２９日現在）

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

○効果

農業従事者の高齢化が急速に進む中、持続可能な力強い農業を実現するため、就農初期段階の農業者に対し、対象経費の一部を助成することにより、担い手の確保・育成が図られる。

○年間の想定助成額

対象経費	単価	数量	計
農地の取得又は賃借に要する経費	５，０００円	５００a	２５０，０００円
農地の耕作に要する小型管理機等の導入に要する経費	２５０，０００円	１台	２５０，０００円
計			５００，０００円

＠５００，０００×５名分＝２，５００，０００円

○財源措置

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を充当

⑦　他の自治体の政策との比較検討

登米市農業担い手育成支援事業補助金交付要綱

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

○今後の予定

石巻市新規就農者独立支援事業助成金交付要領の制定

施行予定年月日：平成２７年１０月上旬（平成２８年3月３１日 失効）

⑨　その他

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を財源とし、年度制定とする